

毎週 月・水・金曜日発行



熊本県公報

目 次

条 例

熊本県工場等設置奨励条例及び熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例

(企業立地課)

条 例

熊本県工場等設置奨励条例及び熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月三十一日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第四十二号

熊本県工場等設置奨励条例及び熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例
(熊本県工場等設置奨励条例の一部改正)

第一条 熊本県工場等設置奨励条例(昭和三十九年熊本県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「及び過疎地域内にあつて、租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)」を「にあつて、租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第十五号。以下この号において「平成十四年改正法」という。)(附則第七条第七項又は第二十三条第十項の規定によりなおその効力を有することとされる平成十四年改正法による改正前の租税特別措置法」に改め、同条第一項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 過疎地域内にあつて、租税特別措置法第十二条第一項又は第四十五条第一項の適用を受ける設備を有する工場等

(熊本県税特別措置条例の一部改正)

第二条 熊本県税特別措置条例(昭和三十九年熊本県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)」を「租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第十五号。以下この号において「平成十四年改正法」という。)(附則第七条第七項又は第二十三条第十項の規定によりなおその効力を有することとされる平成十四年改正法による改正前の租税特別措置法(以下この条において「旧租税特別措置法」という。))」に改め、同条第二号及び第三号中「租税特別措置法」を「平成十四年改正法附則第七条第七項又は第二十三条第十項の規定によりなおその効力を有することとされる旧租税特別措置法」に改める。

附 則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

平成十四年三月三十一日
熊本印刷所
発行

印刷所

熊本市国府四丁目一〇番地
株式会社
電話代〇九六―二八六―三三二
熊本印刷所

